

第二次小平市空き家等対策計画（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果について

1 実施の概要

実施期間	令和5年11月20日（月）～令和5年12月19日（火）	
意見提出者数	5人	
提出方法	持参	—
	郵送	1人
	市ホームページ	4人
	電子メール	—
	FAX	—

2 ご意見に対する対応状況

反映状況	件数
反映済み	0件
反映する	0件
反映しない	0件
参考意見	5件
合計	5件

※ 市民意見公募（パブリックコメント）の結果の公表にあたっては、とりまとめの都合上、いただいたご意見を一部要約する等の整理をしています。

3 市民意見公募（パブリックコメント）に対する考え方

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
1	<p>空き家の利用方法として 不登校の子どもや、親の帰りが遅い子どもが集まれるような場所に活用する。また、土曜日の子どもの一時預かり施設として利用する。</p> <p>子どもが安心して学校に通える、いざという時に親以外にも頼れる人や場所が近くにあるのはとても大きい事だと思う。</p>	<p>空き家等の活用について、本計画では、市場での流通を基本とし、民間事業者等を中心とした中古住宅としての活用や売却などを促進することとしております。</p> <p>なお、空き家等の所有者等から、地域のまちづくりやコミュニティの資源としての活用の申し出等があった場合には、必要に応じて、庁内検討会議にて、市における活用の可能性について協議することとしております。</p>	参考意見
2	<p>空家について、物理的に使える家で、市に対して協力してくれる意思のある所有者の物件を賃貸、売買なり活用を優先検討する。小平らしいブランディング、立地特性を活かした「近くの畑を利用できる」、「凄いい子育て支援がある」、「開業援助も受けられる凄いい住宅」、「近くの美大と連携したアートシェアハウス」「大学と連携した智を磨ける凄いい家」など付加価値をつけて魅力の尖りを創出して再利用して「住民税」や「固定資産」収入にも繋がったらウィン・ウィンと思料しております。</p>	番号1と同じです。	参考意見
3	<p>少子化が進む中、二世帯、三世帯でくらす習慣も薄れ、核家族化が進む中で高齢者一人ぐらしが目立つ様になって久しいのですが、対策はほとんど見られませんでした。ミニ開発が、あちらこちらで進み樹木は伐採され一軒の家をできる限り長く補修しながら住み続ける考え方は、ほとんど無くなりました。まだ住めると思われる家もどんどん壊されました。物も家までも使い捨てされる大量消費時代が続いております。</p> <p>その様な状態で空き家を壊し、建て直すミニ開発が進み無計画な開発は、緑を減らし、家として本来あるべき100年住み続けられるという考</p>	<p>全国的に空き家等が増加する中、本市においても、空き家等が増加傾向となっています。本計画では、様々な理由により適切に管理されていない空き家等が存在しており、近隣の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、空き家等の空き家期間の短縮、活用の促進、適切な管理の促進などの空き家等対策を総合的・計画的に推進することとしております。</p>	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
3	<p>え方は無いに等しい状態で、市の現在の姿に悪影響を及ぼしていると思われまます。</p> <p>本来都市計画は長期的に考えられるもので五十年六十年先を目的に市のあり方を考え計画を建てるものであると考えます。目前に見えてからではあまりに遅いと思います。</p> <p>これから考えるべきは小平市をどのような町に進めてゆくかということです。現在の世界の環境問題に目をやりますとCO2削減、脱炭素化は待った無しの状態で一方日本のエネルギー自給率並びに再生可能エネルギーの割合は、先進国とはいえない低さに留まっており、又同様に食料自給率の低さも対策が進んでいるとはいいがたい状態です。</p> <p>翻って海外先進国の例を見ますと2024年パリ五輪開催国フランスでは国民の間で環境問題を考える機運は高まりつつあるようです。それはパリ五輪の開催姿勢にあり、CO2削減に国をあげて努力していると思われまます事が理由として考えられます。</p> <p>一つの例ですが、小平市として市民に環境問題に関心を持ってもらうという目的を持っているとしたら空き屋の中で取り壊す必要がある物件には利用できるでしょうか？</p> <p>市としてどのような市民生活を誘導してゆくか、空地になった場所を理用してエコシステムについて市民に知ってもらえる活動が生じたら、良い事ではないでしょうか。</p>		

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
4	<p>空き家に積極的に課税すればいいのではないのでしょうか。地方自治体だと課税する権利がなく、国でないと課税できないかもしれませんが、とりあえず空気を読まず、正論を投稿します。所有者に積極的に建築物の除却を促し、土地を販売してもらうべきです。</p>	<p>空き家等への課税につきましては、令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律に基づき、管理不全空家等への固定資産税等の住宅用地特例を解除する措置の適用について、検討してまいります。</p> <p>また、本計画では、基本方針の1つに空き家等の「適切な管理・除却の促進」を掲げ、老朽化が進んでいる空き家等やそのままでは活用が困難な空き家等について、除却の促進を図ることとしております。</p>	参考意見
5	<p>空き家の利活用を望んでいる方がいるということがアンケート結果からも判明しています。また電話でもそういう相談が複数件あったということですので、斡旋とまではいかなくとも、市が利活用を望んでいる方々の情報をためておいてはいかがでしょうか。照会があった時に空き家の所有者に伝えるだけ。お互いに渡してよいと承諾を得た情報をやりとりするだけ。電話での簡易なやりとりだけで利活用したい人と空き家の所有者をマッチングすることができると思います。ほぼまったくコストはかからないと思います。</p>	<p>本市の人口は微増傾向にあり、市場での流通等を所有者等が望めば、空き家等の活用が充分進められると考えていることから、市として現在のところ、マッチングを行う予定はございません。本計画においても、市場での流通を基本とし、民間事業者等を中心とした中古住宅としての活用や売却などを促進することとしております。</p> <p>なお、空き家等の所有者等から、地域のまちづくりやコミュニティの資源としての活用の申し出等があった場合には、必要に応じて、庁内検討会議にて、市における活用の可能性について協議することとしております。</p>	参考意見